

平成21年度 鹿児島県社会福祉協議会事業計画
地域福祉の推進役として
積極的な活動を展開する



平成21年度事業計画、予算などを審議する本会の理事会が3月25日、評議員会が3月27日開催され、事業方針等が決定されました。厳しい経営状況の中ですが、各方面のご協力のもと全力を傾注して参ります。

事業方針

市町村を基盤とした地域福祉の推進が図られる一方、人間関係の希薄化の進行や少子高齢社会の影響のもとでの家族像の変化、都市と地方の格差の拡大、「限界集落」の顕在化、介護福祉分野での人材確保の難しさ、そして、国・地方を通じた行政改革の更なる進展の中で、将来にわたる持続可能な社会保障制度の再構築、福祉・介護人材の育成確保、地域福祉活動の一層の推進など、喫緊に対応しなければならぬ課題が数多くある。

これら社会保障制度や地域福祉活動を支える経済情勢をみると100年に一度と言われる世界同時金融危機・経済危機は、我が国の実態経済にも大きな影響を与え、雇用情勢も急速に悪化してきている。このような情勢の中、地域における福祉ニーズは量的にも質的にも多様化してきており、制度の谷間にある課題への対応も含めて、公的制度・施策に基づくサービスだけではカバーしきれない分野の問題が顕在化してきている。

こうした基本認識のもと、地域福祉の中核的推進組織である県社協は、

多様な福祉ニーズに的確に応え本県の地域福祉を推進するため、平成21年度の事業計画を次のとおり定めた。

事業実施計画

1. 会務の運営並びに連絡調整
 本会の事務処理の適正化、合理化等に努めるとともに、自主財源の確保に努める。
2. 広報活動等の推進
 社会福祉への県民の理解を深めるため、広報紙の発行やホームページを通して、各種情報を提供する。
3. 地域福祉活動の推進
 小地域ネットワークの構築等県下の地域福祉を推進するため、福祉コミュニティづくりを促進し、地域の福祉力を総合的に高め、地域の実情に即した福祉活動への助成、県社協会長表彰の実施、ねんりん基金の運用等に努める。

4. 制度改正等対応市町村社協支援事業
 制度の改正等に対応するため、法人の体制整備や経営のあり方、新たな福祉サービスへの取り組みについての情報提供を行う。
5. 障害福祉相談体制整備特別支援事業・障害福祉人材育成研修事業
 県障害者自立支援協議会（福祉・教育・雇用関係等の機関で構成）を開催し、県内全体の相談支援体制のあり方の検討や地域における相談支援体制の整備、地域自立支援協議会の立ち上げ・運営に係る支援及びサービス提供者等の人材育成を図る。

6. ボランティア活動の促進
 県内のボランティア活動の促進を図るため、県ボランティアセンターの運営、福祉教育の推進、ボランティア活動者養成のための研修会等の実施、広報啓発、市町村ボランティアセンターの活動促進を図る。
7. すこやか基金による援助活動
 すこやか基金の運用果実を活用し、福祉施設や福祉団体等の活動に對し助成する（12ページ参照）。
8. 福祉相談活動の推進
 高齢者とその家族が抱える心配ごとや悩みごと等に対し、各種の相談員が相談にあたる「鹿児島シルバ1110番」の設置や福祉機器の展示・相談に応じる「福祉機器展示相談センター」を運営する。
9. 社会福祉施設・団体の活動促進
 ①社会福祉施設整備の促進を図る
 社会福祉振興資金の貸付と経営指導
 ②業種別協議会の活動促進

- ③第55回九州地区児童福祉施設球技大会を8月に開催する。
10. 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進
 認知症高齢者等の判断能力の不足な方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、
 ①福祉サービスの利用支援
 ②日常的な金銭管理
 ③書類等の預かり
 などの支援を行う。

11. 介護サービス情報の公表事業の推進
 介護保険の利用者がサービス対象を選択するために必要な介護サービス情報をインターネット等で提供する。また、介護サービス情報の公表事業を円滑に推進するとともに、担当調査員の研修を実施する。
12. 福祉人材の養成・確保
 福祉人材の確保を図るため、福祉人材無料職業紹介事業、福祉従事者の資質向上のための研修実施及び福利厚生センターへの加入利用促進を図る。

13. 介護実習・普及センターの運営
 介護の充実・普及するため、一般向けの介護講座や専門的に介護業務に従事する者に対する研修会等の開催、福祉用具や住宅改修の普及啓発のための福祉用具やバリアフリーモデルハウスの常設展示及び相談、情報提供等を行う。
14. 民生委員児童委員活動の充実強化
 県民生委員児童委員協議会と協力して、同会の組織と相談援助活動の充実強化、各種研修を実施する。
15. 生活福祉資金、離職者支援資金等貸付事業の推進
 低所得世帯や障害者世帯等又は要保護高齢者世帯の経済的自立及び生活の安定を図るため、生活福祉資金、長期生活支援資金、離職者支援資金の積極的な活用を促進する。また、償還困難な借受世帯に対する援助活動や長期滞納者に対する償還指導の徹底、市町村社協に対する債権管理の強化に努める。

16. すこやか長寿社会づくり運動の推進及びふれあいプラザなどの管理運営
 すこやかで心豊かな長寿社会づくりを推進するため、シルバークラ作品展の開催や全国健康福祉祭派遣事業の実施及びおもちゃドクター養成講座等を実施する。
17. 県社会福祉センターの管理・運営
 民間社会福祉団体の活動拠点として、適切かつ効率的な管理運営に努めるとともに、利用促進等を行う。